

裏面を見て記入すること

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日													
令和 年 月 日													
令和 年 月 日 糸満 市長殿	特別 給与徴収 支払義務者 ()	住所又は 所在地								〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ								連絡者		係	
		名 称										氏 名	
		法人番号又は個人番号											
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について										{ 1. 承認 2. 取消 を申請します。			
1. 特例の適用を受けようとする税額					年 月分 以降の特別徴収税額								
申請日前6ヶ月間の各月末 の給与を受ける者の人員 及び月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額				
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額				
(注) ・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。													
2. 納期の特例の適用を取り消す事由													
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 () (注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。													
3. その他													
(1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有 ・ 無)													

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日
令和 年 月 日

令和 6 年 8 月 10 日 糸満 市長殿	特別徴収義務者 給与支払義務者	住所又は所在地	〒 901-0361 糸満市字糸満10-1-1							特別徴収義務者 指 定 番 号	40000100				
		フリガナ	イトマンショウジ							係	総務				
		名 称	(株) 糸 満 商 事							連 絡 者 氏 名	上原 花子				
		法人番号又は個人番号	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について

{ 1. 承認
2. 取消 を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする税額

R6 年 8 月分 以降の特別徴収税額

申請日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額
		R6年8月	5	500,000	R6年7月	4	400,000	R6年6月	5
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額
	R6年5月	3	300,000	R6年4月	5	500,000	R6年3月	5	500,000

(注) ・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。
・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。

2. 納期の特例の適用を取り消す事由

(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為

(2) その他 ()

(注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。

3. その他

(1) 市税の滞納の有無について (有 無)

有る場合、その理由・・・()

(2) 申請日前1年以内の納期の特例について

その承認の取消しを受けたことが (有 無)

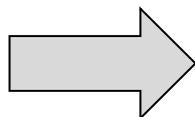
●住民税特別徴収税額の納期の特例

- ◎この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける方が常時10人未満の特別徴収義務者です。
※常時10人未満とは、平常時に給与の支払いを受ける方のことで、繁忙期に臨時に雇い入れた人数は除きます。
- ◎この特例の適用を受けるためには、本申請書（表面）を記入して申請し、市長の承認を受けなければなりません。
- ◎この特例の承認を受けると、給与等で徴収した特別徴収税額を次に掲げる期限までに納入することになります。

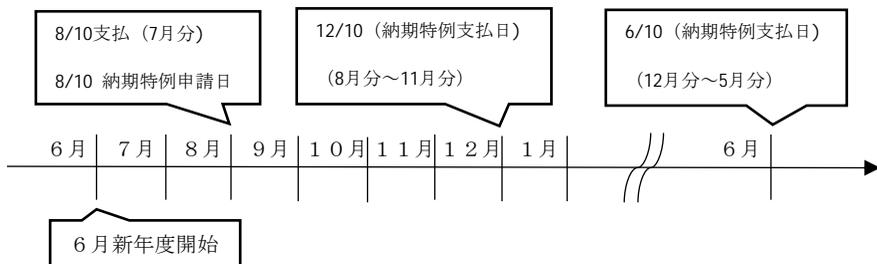
税額を徴収した期間	納入期限
6月から11月までに徴収した税額	12月10日
12月から5月までに徴収した税額	6月10日

例：(株)糸満商事 職員5人、臨時等3人を令和6年8月10日に申請する場合。
申請月と5ヶ月前の従業員人数を記入します。

月	職員	臨時等
8月	5人	3人
7月	4人	4人
6月	5人	3人
5月	3人	5人
4月	5人	3人
3月	5人	3人



- ◎申請のあった月から納期の特例が適用されます。
※8月10日に納期の特例を申請し、承認を得た8月分から特例適用
- | | | | |
|-----------|------|--------|--------|
| 7月分 | 納入期限 | 8月10日 | (通常通り) |
| 8月分から11月分 | 納入期限 | 12月10日 | (納期特例) |
| 12月分から5月分 | 納入期限 | 6月10日 | (納期特例) |



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

令和6年8月10日		(特別徴収義務者)		住所又は所在地 〒901-0361 糸満市字糸満10-1-1		処理日 令和 年 月 日			
糸満 市長殿		フリガナ		イトマンショウジ		特別徴収義務者指定番号			
		名称		(株)糸満商事		係			
		法人番号又は個人番号		7890123456789		氏名		上原 花子	
						連絡先 TEL (098) 840-8128 (内線) 252			
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について 1.承認									
2.取消									
を申請します。									
1. 特例の適用を受けようとする税額				R6年8月分 以降の特別徴収税額					
申請日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年月	人員	給与支払金額	年月	人員	給与支払金額	年月	人員	給与支払金額
	R6年8月	5	500,000	R6年7月	4	400,000	R6年6月	5	500,000
	R6年5月	3	300,000	R6年4月	5	500,000	R6年3月	5	500,000
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。									
2. 納期の特例の適用を取り消す事由									
(1) 給与の支払いを受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 ()									
(注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。									
3. その他									
(1) 市税の滞納の有無について (有・無) 有る場合、その理由・・・ () (2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有・無)									